

太田市長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長交際費についてより一層の適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 太田市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 太田市政の進展に功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づき支出することができるものとする。

- (1) 会費 会費、包金等を必要とする懇親会、祝賀会、意見交換会及び情報収集等の参加に係る経費
- (2) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 弔慰 葬儀、法要等における香典、供花等の支出にかかる経費
- (4) 見舞 病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費
- (5) 協賛 各種事業大会への賛助、協賛に係る経費
- (6) 激励 全国大会出場等への激励に係る経費
- (7) その他 上記に定めるもののほか、市長が特に必要とする経費

(支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

- 2 会費等を必要とする懇親会等に係る支出額は、会費相当額とする。
- 3 慶弔に係る支出対象者及び金額は、太田市弔慰取扱内規に基づくものとする。

(公表の方法)

第5条 市長交際費は、太田市のホームページに掲載し公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。